

# かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 (平成20年12月10日国土交通省告示第1455号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごは、次のイから八までに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かごの出入口

ロ 令第二百二十九条の六第四号に規定する開口部

ハ かごの壁又は囲い(床面からの高さが百八十センチメートル以上又は三十センチメートル以下の部分に限る。)及び天井部に設ける換気上有効な開口部

二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。

三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。

四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力がかご内から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。

イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。

イ 合わせガラス(日本工業規格R三二 五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二 四に適合する網入板ガラスに限る。)とすることができる。

ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが一・一メートル以下の部分に限る。)に使用するガラスにあっては、手すり(ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。)を床面から〇・八メートル以上一・一メートル以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。

六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。

七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。

八 かごの床面で五十ルクス(乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては二十五ルクス)以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。

九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは二メートル以上とすること。

第二 令第二百二十九条の六第一項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。

二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、八ミリメートル以下のもの

ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、八ミリメートル以下のもの

ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、八ミリメートル以下のもの

ニ 二枚以上の戸が重なり合っ閉る構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のす

き間で、八ミリメートル以下のもの

四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの

ハ 上下戸にあっては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの

ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの

五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

六 かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。

七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。

八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第一第五号及び第九号並びに第二第二号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。